

社会福祉法人光風会 女性活躍推進法に基づく行動計画

【現状】

正職員、臨時職員、パートタイマー、嘱託職員総数 304 名のうち、正職員 178 名（男性 60 名、女性 118 名、男女比 35 : 65）と臨時職員 73 名（男性 18 名、女性 55 名、男女比 25 : 75）。合計の男女比は 31 : 69。

また、管理監督職者 58 名のうち男性 24 名、女性 34 名（男女比 40 : 60）と構成されていることなどから女性の活躍は推進されていると考えられる。

近年は育休後の短時間勤務希望者もある。

【課題】

- (1) セクシャルハラスメントに限らずハラスメントに関する相談窓口を設置しているが、より相談しやすい環境の整備を進める必要がある。
- (2) 女性労働者の育児休業制度利用は 100%だが、男性労働者の育児休業制度の利用が少ないため推進する必要がある。

1、行動期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

- 2、目 標
- (1) 職場内での各種のハラスメントについて研修を実施しているが、相談窓口の周知の他、年 3 回の相談窓口担当者の研修を行い、職員への周知研修を同じく実施する。
 - (2) 男性の育児休業制度の利用を現行の 2 倍以上にする。

3、取組内容と実施期間

- (1) 令和 2 年 4 月～令和 4 年 3 月
ハラスメント等の相談窓口担当者のロールプレイ研修を年 3 回実施する。
- (2) 令和 2 年 4 月～令和 4 年 3 月
男性職員に対し育児休業制度等に関する管理監督職研修を実施し職員への周知と制度利用を推進する。